

○環境省令第十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年環境省令第十号)の施行に伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十二日

環境大臣臨時代理 国務大臣 山本 有二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成十八年環境省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

(経過措置)

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた産業廃棄物の処理施設(次項において「既存溶融施設」という)に係る技術上の基準については、規則第十二条の二第十四項第二号イ中「石綿含有産業廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物をおおむね」とする。

2 既存溶融施設に係る維持管理の技術上の基準については、規則第十二条の七第十四項第二号中「速やかに」とあるのは、「速やかにおおむね」とする。

第三条

この省令の施行の際に埋め立てられている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という)第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物、令第二条の四第五号へに規定する廃石綿等及び令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物については、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「新規則」という)第五

改正前

(経過措置)

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令附則第二条第一項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可を受けたものとみなされた産業廃棄物の処理施設(次項において「既存溶融施設」という)に係る技術上の基準については、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「新規則」という)第十二条の二第十三項第二号イ中「石綿含有産業廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物をおおむね」とする。

2 既存溶融施設に係る維持管理の技術上の基準については、新規則第十二条の七第十三項第二号中「速やかに」とあるのは、「速やかにおおむね」とする。

第三条

この省令の施行の際に埋め立てられている廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という)第三条第一号ホに規定する石綿含有一般廃棄物、令第二条の四第五号へに規定する廃石綿等及び令第六条第一項第一号ロに規定する石綿含有産業廃棄物については、新規則第五条の五第一項第五号及び第二項第四号(規則第五条の十第二項において準用する場合及び

条の五第一項第五号及び第二項第四号(規則第五条の十第二項において準用する場合及び新規則第十二条の十一第二項において読み替えて準用する場合を含む)、第五条の五の二第二項第四号及び第二項第四号の二(規則第五条の十の二第二項において準用する場合を含む)、第五号の十第一項第五号、第五号の十の二第二項第四号、第十二条の十一第一項第六号、第十二条の十一の二第一項第二号へ及び第三号二並びに第二項第二号八及び第三号八、第十二条の三十四第三項第六号及び第四項第三号、第十二条の三十五第二項第八号、第十二条の三十六第四号、第十二条の三十八第一項第五号(規則第十二条の三十九において読み替えて準用する場合を含む)並びに第十五条の八第三項第六号及び第四項第三号並びにこの省令による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下この条において「新最終処分基準省令」という)第一条第二項第二十号(新最終処分基準省令第二条第二項第二号及び第三号において、その規定の例によることとされる場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新規則第十二条の十一第二項において読み替えて準用する場合を含む)、第五条の五の二第一項第四号及び第二項第四号の二(規則第五条の十の二第二項において準用する場合を含む)、第五条の十第一項第五号、第五条の十の二第二項第四号、第十二条の十一第一項第六号、第十二条の十一の二第一項第二号へ及び第三号二並びに第二項第二号八及び第三号八、第十二条の三十四第三項第六号及び第四項第三号、第十二条の三十五第二項第八号、第十二条の三十六第四号、第十二条の三十八第一項第五号(規則第十二条の三十九において読み替えて準用する場合を含む)並びに第十五条の八第三項第六号及び第四項第三号並びにこの省令による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下この条において「新最終処分基準省令」という)第一条第二項第二十号(新最終処分基準省令第二条第二項第二号及び第三号において、その規定の例によることとされる場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二條

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

附則

(委託契約に含まれるべき事項の特例) 第五条 廃棄物処理規則第八条の四の二の規定の適用については、当分の間、同条第六号ホ中「又は水銀含有ばいじん等」とある

改正前

附則

(委託契約に含まれるべき事項の特例) 第五条 廃棄物処理規則第八条の四の二の規定の適用については、当分の間、同条第六号ホ中「石綿含有産業廃棄物」とあるのは、

の「水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。）とする。

（産業廃棄物管理票等に関する規定の特例）

第六条 廃棄物処理規則第八条の二十、第八條の二十一第一項、第八條の三十一の二、第八條の三十二及び第八條の三十六並びに様式第二号の十五及び様式第三号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「又は水銀含有ばいじん等」とあるのは、「水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。）とする。」とする。

「石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。）とする。

（産業廃棄物管理票等に関する規定の特例）

第六条 廃棄物処理規則第八条の二十、第八條の二十一第一項、第八條の三十一の二、第八條の三十二及び第八條の三十六並びに様式第二号の十五及び様式第三号の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「石綿含有産業廃棄物」とあるのは、「石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第二十三条第二項に規定する特定産業廃棄物をいう。）とする。」とする。

（平成二十八年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の一部改正）

第三条 平成二十八年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成二十八年環境省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（平成二十八年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る法第十五條の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の特例）	（平成二十八年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る法第十五條の二の五第一項の環境省令で定める一般廃棄物の特例）

第二条（略）

2 前項の規定が適用される場合における規則第十二條の七の十六第二項及び第十二條の七の十七の規定の適用については、規則第十二條の七の十六第二項中「前項第一号から第五号まで」とあるのは「平成二十八年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成二十八年環境省令第十八号）第二條第一項第一号から第六号まで」と、規則第十二條の七の十七中「前條第一項第四号の二」とあるのは「平成二十八年熊本地震により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二條の七の十六第一項に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成二十八年環境省令第十八号）第二條第一項第五号」とする。

附 則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

○環境省令第十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五條第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十二日

環境大臣臨時代理
国務大臣 山本 有二

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五條第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五條第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。